

退職互助部制度に是非ご加入ください！

本会では「退職互助部制度」を設け、教職員の皆さんが退職後も健康で安定した生活が送れるよう、医療費補助等の給付事業や福祉事業を実施しています。

退職互助部制度へ加入できるのは退職時のみとなっています。資格取得(特別加入者になる)手続きは、「退職予定者説明会」(オンライン方式)によりご案内します。 ※ 加入の対象となるのは、退職互助部の現職加入者です。

制度加入で
退職後も
安心!

給付事業

●療養補助金 (詳細は裏面をご覧ください)

給付期間 60歳に達した翌月から75歳に達する月まで

給付額 本人が医療機関に支払う額 - 2,000円 - 1,000円未満の端数

※ 本人が医療機関に支払う額が3,000円以上の場合が対象です。

※ 給付限度額は1か月1医療機関(入院・外来別)あたり69,000円です。

※ 医療保険各法等における給付金がある場合は、その額を本人が医療機関に支払う額から控除します。

本人が医療機関に支払う額
1か月1医療機関(入院・外来別)
の保険適用窓口支払額

●長寿祝金

数え年88歳を迎えたとき 30,000円を給付

●献花料

お亡くなりになったとき 次の額を給付

60歳に達した月以前の死亡 掛金納入総額の9割の額

60歳に達した翌月以後1年未満の死亡 100,000円

60歳に達した翌月以後1年以上3年未満の死亡 50,000円

60歳に達した翌月以後3年以上の死亡 5,000円



福祉事業

■健康診断補助事業

人間ドック等を受診したとき50,000円(実費範囲内で1回限り)を補助

■施設利用補助事業

契約施設(県内27施設)に宿泊するとき 1泊2,000円を補助

■健康増進事業

生涯学習サポート事業(NHK学園生涯学習通信講座受講料の一部補助)

ゴルフ場利用補助事業・スキー場利用補助事業

スポーツ観戦補助事業(モンテディオ山形等のチケット代金の一部補助)

芸術鑑賞補助事業(美術館等の会員証年会費の一部補助等)

■法律相談事業

契約弁護士に相談するとき 相談料(通常30分5,000円)を無料

■支部独自事業

研修旅行など会員相互の親睦を深めるための事業の実施、会報誌の発行

■会報誌の発行(年2回)

■全国教職員互助団体協議会会員証割引事業(全国約1,500施設で料金の割引等の特典)

※ 上記の給付事業及び福祉事業の内容は令和4年度のものであります。

受講料の補助が
ありがたいです



毎年、様々な企画があり
楽しみにしています



◆◇◆ **本人が医療機関に支払う額(本人負担3割)に対する補助金等の例** (外来1か月の総医療費が100,000円の場合) ◆◇◆

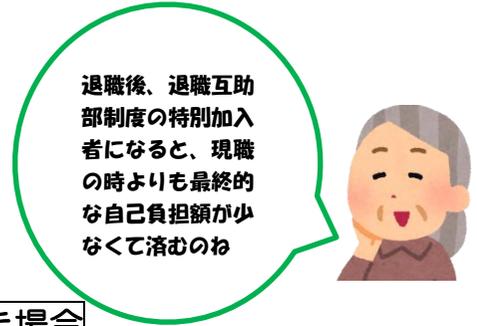
【現職中】 公立学校共済組合一般(船員・短期)組合員(再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。)

※R4.10～ 短時間・パートタイムの非常勤職員も対象となりました。

かかった総医療費 100,000円			
健康保険から	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円		
医療機関に	後日共済組合から	後日互助会から	最終的に 本人が負担 する額 3,300円
支払われる額 (7割)	払い戻される額 (一部負担金払戻金)	給付される額 (会員療養見舞金)	
70,000円	5,000円	21,700円	



退職後、退職互助部制度の特別加入者になるかならないかで、最終的な自己負担額に、こんなに大きな差が出てくるのですね



退職後、退職互助部制度の特別加入者になると、現職の時よりも最終的な自己負担額が少なくて済むのね

【退職後】 **特別加入者にならなかった場合**

公立学校共済組合の任意継続組合員

かかった総医療費 100,000円		
健康保険から	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円	
医療機関に	後日共済組合から	最終的に 本人が負担する額 25,000円
支払われる額 (7割)	払い戻される額 (一部負担金払戻金)	
70,000円	5,000円	



特別加入者になった場合

かかった総医療費 100,000円			
健康保険から	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円		
医療機関に	後日共済組合から	後日互助会から	最終的に 本人が負担 する額 2,000円
支払われる額 (7割)	払い戻される額 (一部負担金払戻金)	補助される額 (療養補助金)	
70,000円	5,000円	23,000円	

国民健康保険の被保険者

かかった総医療費 100,000円	
健康保険から	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円
医療機関に	最終的に 本人が負担する額 30,000円
支払われる額 (7割)	
70,000円	



かかった総医療費 100,000円		
健康保険から	本人が医療機関に支払う額(本人負担3割) 30,000円	
医療機関に	後日互助会から	最終的に 本人が負担 する額 2,000円
支払われる額 (7割)	補助される額 (療養補助金)	
70,000円	28,000円	

※退職互助部制度の各種事業については、公的健康保険法の改正等により、事業内容が変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】 一般財団法人山形県教職員互助会 厚生担当 TEL 023-631-5115